太田市告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のように委託したので、同条第 2 項及び太田市財務規則（平成 17 年太田市規則第 73 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

太田市長　穂積　昌信

1　公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地

名称　　株式会社 NTT データ

所在地　　東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

2　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

①市県民税　②固定資産税　③軽自動車税　④国民健康保険税

⑤後期高齢者医療保険料　⑥介護保険料

3　法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 8 年 3 月 11 日

4 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日